

Install FAX Service

ES-89Light — 配線する信号は ① 表示です。

平成10年 6月23日 作成
平成19年 9月 1日 更新

BOX No.121802

車両情報

三菱 パジェロイオ
平成10年6月～

H6#/7#系

ES-89Light **Type** N.L. (キーレスエントリー装着車)
D.L. (キーレスエントリー非装着車)
Opt. ドアロックリレーNLⅢ (EP070)

① IBLightは、ドアロックリレーNo. 001/NLR (EP028)が必要です。取り付けは、BOX No. 200001を参照。

サードカバー内
左の列の中央
黒色22Pカプラ

コラムカバー内左下側
キーシリンダ直付け

専用ハーネス
D107
VD107 ①

Pブレーキ(橙)
黄

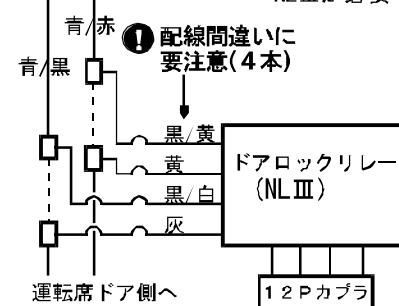
L端子(茶)
白

ドアロック・アンロック

① キーレスエントリー装着車

車両 J/B内
左上側

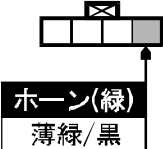
① ドアロックリレーNLⅢが必要です。



---部は車両配線をカットする
Light CN2へ

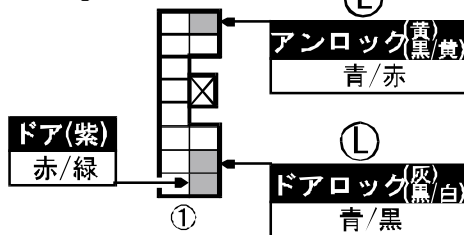
① 小物入れを外してから作業

コラムカバー内下側
白色4Pカプラ



① 機能付き機種のみ配線

J/B内左上側
① 白色13Pカプラ



A/T車設定が必要な行①のみ

(A/T車設定作業について)
配線・受信機取り付け終了後、
下記の手順で設定を行って
ください。

- ① 車両のキースイッチをONにする。
- ② リモコンでSTOPを押す。
- ③ 車両のA/TシフトレバーをRレンジに動かし、受信機のアラーム音が変わった後(約3秒後)Pレンジに戻す。
- ④ 車両のキースイッチをOFFにしてキーを抜く。
- ⑤ 設定完了。

※設定作業をしないと、エンジンスターターでエンジンがかかりません。

配線内容(受信機CN2線色)
車両配線色

止めネジ等
ナット ビス 隠れビス

① この資料は、当社に於いて見取りを実施した車両をもとに作成してあります。年式、グレード等によって違いが生じる場合がありますのでご注意ください。

CIRCUIT DESIGN, INC.

車種別専用ハーネスについての注意事項

共通追補版

平成19年 9月 1日

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

■ES-89ProLight II (ESL24) を取り付けする場合

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、必ずヒューズ(25A)付きの専用ハーネス(VAS対応品)で取り付けをしてください。



❗ 車種別取付資料では、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)を、左記のように記載しています。

VAS対応品の専用ハーネスは、頭文字がVで始まり、Ⓥの表示をしてあります。

左記の場合、VD107がVAS対応品です。

②初年度登録が2006年(平成18年)6月以前の車両に取り付けする場合、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

■ES-89ProLight II (ESL24) 以外のエンジンスターターを取り付けする場合

※初年度登録年月に関係なく、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

但し、旧型モデル(オートマチック車の認識設定を行わずに取り付けするモデル)については、旧型専用のハーネスを使用する場合がありますので、販売店にお問い合わせください。

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

ES-89ProLight IIは、盗難発生警報装置付きのエンジンスターターです。

このモデルは、平成18年7月より施行された道路運送車両法、盗難発生警報装置技術基準(新保安基準)に適合しており、全国自動車用品工業会(JAAMA)の盗難発生警報装置自主基準(VAS)を取得した製品です。

平成18年7月より運用を開始した新保安基準を遵守するため、取り付け等にあたっては注意が必要です。(以下を確認してください)

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、新保安基準に該当します。

❗ 該当車両への取り付けは、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)の使用が必須となります。

②盗難発生警報装置(機能)を使用する場合、全てのドア(バックドア等も含む)開検知が必要です。

❗ 該当車両は、全ドアの開検知ができるように、車種別取付資料を参照して取り付けをしてください。車両により、ドア検出ユニット(別売)が必要になります。

③登録証(全国自動車用品工業会自主基準登録証)は、必ずお客様にお渡しください。

❗ 製品に付属の登録証は、取り付けされた車両の車検実施時に、製品が盗難発生警報装置技術基準に適合したものであることを証明するためのものです。必要事項をご記入の上、必ずお客様にお渡しください。

なお、登録証があっても不適切な取り付け状態が確認された場合、車検時に不合格となることがあります。